

# 川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針（案）に対する 意見募集の結果について

## 1 概要

川崎区では、児童虐待相談・通告件数や要介護認定者数等が他区と比較して非常に多く、増加傾向にあります。本市として、このような方々への積極的な支援を行っているものの、より専門的かつ機動的な対応が求められる場合があり、川崎区の支援体制の見直しが必要となっています。

また、川崎区では、区内を3つの管区に分けて、管区ごとに業務を取り扱う体制となっています。これにより、他区にはない業務の非効率性や窓口体制の分かりにくさが生じていることに加え、支所や地区健康福祉ステーションにおいては、事務処理件数が区役所より少ないことから、職員の配置人数が少なく、安定的な窓口サービスの提供という点で課題を抱えている状況などがあります。

この度、これらの課題への対応について、庁内で検討を進めてきた結果を、「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針（案）」として取りまとめ、パブリックコメント手続を実施し、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、パブリックコメント手続では9通19件の御意見・御質問をいただきましたので、御意見等の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

## 2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和元年11月22日(金)～令和2年1月7日(火)まで(47日間)
意見の提出方法	郵送、持参、FAX、電子メール
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市ホームページ</li> <li>・市政だより川崎区版(12月1日号)、市政だより全市版(12月1日号)</li> <li>・各区役所、支所・出張所の閲覧コーナー、各市民館・図書館(分館含む)、かわさき情報プラザ、市民文化局区政推進課で資料の閲覧</li> <li>・市民説明会の開催(計3回)</li> </ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市ホームページ</li> <li>・各区役所、支所・出張所の閲覧コーナー、各市民館・図書館(分館含む)、かわさき情報プラザ、市民文化局区政推進課で資料の閲覧</li> </ul>

## 3 結果の概要

意見提出数(意見件数)	9通(19件)	
内訳	郵送	0通(0件)
	持参	3通(6件)
	FAX	2通(5件)
	電子メール	4通(8件)

## 4 御意見等の内容と対応

パブリックコメント手続では、機能・体制の再編についての賛否、区役所へのアクセスなどについて、御意見、御質問が寄せられました。本市では、いただいた御意見等を踏まえ、機能再編に伴って、手続等のため区役所へ出向くことが御負担となる方がいることを踏まえた取組の検討等について追記するとともに、必要な時点修正等を加え、「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」を策定します。

**【パブリックコメント手続における御意見に対する市の考え方の区分】**

- A 御意見を踏まえ、「案」に反映したもの
- B 御意見の趣旨が「案」に沿ったものであり、御意見を踏まえて取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 「案」に対する質問・要望の御意見であり、「案」の内容を説明・確認するもの
- E その他

**【パブリックコメント手続における御意見の件数と対応区分】**

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 基本方針の全般に関すること				2		2
(2) 機能・体制の再編に関すること	3	3	1	3		10
(3) アクセスに関すること				2		2
(4) 支所庁舎の建替えや現区役所のあり方に関する事				2		2
(5) 「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用に関する事			1			1
(6) 市民意見の把握に関する事				1		1
(7) その他					1	1
合 計	3	3	2	10	1	19

※ 1 通の意見書の中に複数の御意見が含まれていた場合は、項目に合わせて分割・整理するとともに、長文の御意見は必要に応じて要約しています。

## パブリックコメント手続における御意見等の要旨と本市の考え方

### (1) 基本方針の全般に関すること (2件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	川崎区は面積が広いから3つの拠点があるとの説明があるが、他の都市で考えればさらに大きいところもある。 また行政ではなく、違った観点で考えればそれほど不便であるとも思えない。 場所を減らせば無駄なお金も減るため、不要な施設は無くしてもらいたい。	本方針(案)では、支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務は川崎区役所に一元化(機能再編)することとしています。支所については共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点の1つとして、今後も重要な役割を担ってまいりますので、引き続き設置します。 なお、大師支所、田島支所については、本市が政令指定都市に移行し、区制が施行された昭和47(1972)年以前から設置していたものですが、利便の面から区制施行後もそのまま存続させることとしたものです。	D
2	支所は廃止してほしい。数十年前と比較し交通の便が良くなった。さらに他区から市役所に行くよりも近いと思われる。また、住民票等はコンビニで印刷可能である。現在の2つを廃止できないのであれば1つのみ残す。		

### (2) 機能・体制の再編に関すること (10件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	区職員数の減少を推奨願いたい。他区よりも人数が多く、コスト意識が無い。	区役所は地方自治法上の総合行政機関として、市民生活に密着した行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供する提供しており、川崎区においては、保健・福祉サービスを必要とする市民が多いという特性等を踏まえて、行政サービスの提供に必要な最適な職員数を配置しているところです。	D
2	市役所と区役所で重複している業務があれば、解消していただきたい。	区役所や市役所(本庁組織)が所管する業務については、昭和47(1972)年の政令指定都市へ移行以後、市役所から区役所への業務移管や、区役所から市役所への業務集約を行ってきました。区役所と市役所の業務分担については、今後も、社会状況の変化等に合わせて都度見直しを行い、最適な配置を図ってまいります。	C
3	行政の市民サービスを維持・増強するため、行政と関係機関・団体が共通の現場認識を持つことが重要である中で、相互のコミュニケーション密度が希薄にならないよう、交流を維持することを願いたい。	地域ニーズが多様化する中、地域の関係機関や関係団体の活動は、共に支え合う地域づくりには欠かせないものであり、今後も関係を維持・強化していくべきものと考えています。 本方針(案)では、機能再編後も地域住民組織や社会福祉団体における団体事務や活動支援については、地域に身近な大師・田島支所で担っていくとともに、その支援策の拡充に向けて検討を進めることとしています。 また、地区担当保健師は、機能再編後、川崎区役所に在席することになりますが、今までと変わらず、自らの担当地域に出向き、関係団体や関係機関と連携を図りながら、市民の個別支援を行います。	B

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
4	機能再編の実施、特に地区健康福祉ステーション機能が区役所に移転することで、行政と生活現場との距離が遠くなる。機能再編により、単独での移動が困難な高齢者・障害者等の生活弱者の受付や申請等において、行政との関わりが阻害されないように配慮をお願いしたい。	高齢者や障害者等を中心に、機能再編により市民の皆様にかかる負担を軽減する対応も必要であると考えていることから、御意見を踏まえて、「機能再編に伴い、これまで支所・地区健康福祉ステーションを利用していた方は区役所で受付等をしていただく形になりますが、高齢者や障害者等、区役所へ出向くことが負担となる方々がいることも踏まえて、これらの方々に配慮した取組についても併せて検討します」と内容を追記します。	A
5	区役所を利用する多くの方がこれまでより遠くなり、居住地によってはバスを乗り継がなくてはならなくなる。人生 100 年時代と言われているが、独居老人が増える中、その対策はあるか。		
6	ベビーカーを利用するような子育て中のママは、子ども連れで外出するだけでも大変なのに、今までよりさらに遠くまで行かないと用事を足せないとなると、どんなに負担が増えるか。		
7	「大師・田島支所の申請・届出業務を区役所に一元化」の提案について賛成する。「不便で大変だ」という感覚は、慣れというものがある。業務についても効率が良くなることも利点である。	支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務については、複数の専門職による多職種連携体制の強化、3 管区に分散している業務の非効率性等の解消を行い、行政サービスの質や量を今まで以上に確保するため、川崎区役所に一元化することとしました。 また、生活保護につきましても、区役所で一元的に業務を取り扱うことで、区内異動に伴う廃止・開始の処理や、これに伴う調査や面談が不要になるなど、業務の非効率な部分の解消を図り、こうした業務に割いていた時間を訪問調査等の生活保護実施上の必要な調査や面談等に充てることにより、直接的な市民サービスの質や量を確保していきます。	B
8	川崎区役所にできる限り業務を集約する方針に賛成である。特に生活保護については、総合的な見地からのバランスの取れた判断と対応が求められるところであり、一元的に一貫した対応が出来る体制にすべきと思う。		
9	川崎区だけ三つの地域に分かれていることは賛成である。それだけ地域のニーズにあった地域活動が出来ている。特に障害者や高齢者への対応が一元化されると、ニーズに合った地域活動が保障されない。能率化よりも「ニーズに合った」ということを主に建替を考えてほしい。	支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務については、複数の専門職による多職種連携体制の強化、3 管区に分散している業務の非効率性等の解消を行い、行政サービスの質や量を今まで以上に確保するため、川崎区役所に一元化することとしました。 地域におけるさまざまな活動支援については、これからのコミュニティや共に支え合う地域づくりを推進する観点で、区役所、支所それぞれで、支援策の拡充に向けて、検討していきます。 また、支所庁舎の建替えにあたっては、市民意見を把握する機会を設け、市民のニーズを踏まえた建物となるよう検討を進めていきます。	D

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
10	区役所と支所の物理的距離があるということだが、川崎より他の自治体の方が市町村合併しているので物理的距離が大きく、大変ではないか。	<p>川崎区では、保健・福祉サービスを必要とする市民の数が他区よりも多く、増加傾向にあることに加え、困難な状況等が複数重なっている場合や、管区をまたがった事象が発生する場合があるといった地域の状況があります。こうした状況に対しては、複数の専門職（多職種）が連携し、多角的な視点を踏まえた専門的支援に加え、緊急時には、関係する専門職が素早く連携し対応するという、機動的な支援が求められます。このため、支援体制の構築までの時間は少しでも短くすることが必要です。</p> <p>支所においては、区役所と地区健康福祉ステーションでは専門職の配置に違いがあり、地区健康福祉ステーションのみでは、多職種が連携する支援体制の構築はできないことに加え、区役所と支所間の物理的な距離に起因し、支所では支援体制構築までに時間がかかることが課題となっています。</p> <p>このため、機能再編により、専門的・機動的な支援ができるような体制を構築していきます。</p>	D

### (3) アクセスに関すること（2件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	役所やコミュニティスペース、商店街、ローカル線の駅、ハブ（中継）機能になりうるバス停、富士見地区のエントランスゾーンなどをつなぐ、自転車等による乗合いのタクシーのような何かしらの交通手段によって、川崎全体で交通網を作るとよいのではないか。	本方針（案）では、御意見をいただいたような取組はありませんが、地域交通につきましては、基幹的な役割を担う路線バスネットワークの充実に向けた取組をはじめ、地域ニーズや特性等を踏まえ、タクシーや様々な交通手段の活用により、地域交通の充実に向けた取組を進めているところです。	D
2	区役所を利用する多くの人がこれまでより遠くなり、居住地によってはバスを乗り継がなくはない。利用者の便を優先して設計することを望む。	<p>本方針（案）では、複数の専門職による多職種連携体制の強化、3管区に分散している業務の非効率性等の解消を行い、行政サービスの質や量を今まで以上に確保するため、支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を川崎区役所に一元化（機能再編）することとしており、支所管内にお住まいの方は、これまで支所・地区健康福祉ステーションで行っていた手続は、区役所で行っていただく必要があります。</p> <p>地域交通につきましては、基幹的な役割を担う路線バスネットワークの充実に向けた取組をはじめ、地域ニーズや特性等を踏まえ、タクシーや様々な交通手段の活用により、地域交通の充実に向けた取組を進めているところです。</p>	D

(4) 支所庁舎の建替えや現区役所のあり方に関すること（2件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>大師・田島支所の建物は老朽化しており、別の施設になることも良いことだと思う。</p>	<p>川崎区役所及び支所の機能・体制等の検討にあたっては、大師・田島支所庁舎は全体的に劣化が進行しており、その対応についても課題となっていることから、庁舎の快適性や効率性を確保し、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として効果的に機能するよう、建替えに向けた取組を推進していきます。</p> <p>また、整備に向け、令和2（2020）年度は、支所の防災上の活用や支所庁舎と複合化する施設の検討、「身近な活動の場」や「地域の居場所」の活用に向けた検討、支所庁舎建替えにあたっての整備手法や工程の検討などを進めていきます。</p>	D
2	<p>機能再編により、必要となる区役所の業務スペースについては、既存庁舎のほか、本市組織が入居し、市役所新本庁舎竣工後に利用終了となる民間ビルの活用も含めて検討すると示されているが、そもそも本庁舎の建替え理由は民間ビルの賃料が高いからと言うことであり、矛盾が生じる。断固反対するが、川崎区は別に良いという理由があればコメント頂きたい。</p>	<p>機能再編後における川崎区役所庁舎については、現在、本市が川崎区役所として区分所有しているパレールビルの床を引き続き活用することを視野に入れつつ、本庁舎竣工後に利用が終了する建物の床を活用するなど、令和2（2020）年度に検討を行い、実施方針（案）でお示しします。</p> <p>実施方針（案）の公表に向けては、円滑な区民サービスを提供できるよう、必要な床面積やゾーニング等に加え、民間ビルを活用する場合にはコスト面も含めて検討していきます。</p> <p>なお、新本庁舎は、庁舎の分散化の解消による市民及び事業者への利便性の向上や災害対策活動の中核拠点として必要な業務継続性を確保することを大きな目的として、建て替えることとしています。</p>	D

(5) 「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用に関すること（1件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>川崎区役所についても、「居場所としての機能」を造ってほしい。</p>	<p>市民活動団体等の活動スペースとして区内3箇所に市民活動コーナーを設置しています。川崎区役所管内では教育文化会館内に、会議スペースや資料作成のための印刷機・パソコンなどを備えた市民活動コーナーを設置していますが、教育文化会館については、今後、労働会館内への移転を予定していますので、移転に合わせて、現在教育文化会館内に設置している川崎区役所管内の市民活動コーナーについて、機能や運営等を検討していきます。</p> <p>また、平成31（2019）年3月に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」では、誰もが気軽に集える出会いの場として、官民間問わず、多様な地域資源を活用して、「まちのひろば」を創出することを示していますので、既存公共施設の地域化や民間の地域資源やオープンスペースの活用など、川崎区役所管内における多様な居場所の創出に向けた検討を継続的に進めていきます。</p>	C

(6) 市民意見の把握に関すること (1 件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	意見集約後、説明会の開催をぜひお願いしたい。	パブリックコメント手続や市民説明会等での意見を踏まえて本方針を策定した後、ホームページや地域団体への説明等をとおして、その結果を公表します。	D

(7) その他 (1 件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	区役所職員も区民となり、自分や家族のこととして取り組んでほしい。	平成 28 (2016) 年 3 月に策定した「区役所改革の基本方針」においては、地域のことを良く知り、かつ地域をコーディネートする能力や協働のマインドを持つ職員の育成を図ることを位置付けており、この方針に基づく職員研修も行っているところです。 区役所職員は必ずしも区民とは限りませんが、地域の皆様としっかりとコミュニケーションを取り、地域のことを十分把握しながら、今後も取組を進めていきます。	E

## 【参考】 市民説明会における御意見・御質問について

### 1 概要

パブリックコメント手続と併せ、「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針（案）」について、市民説明会を開催しました。

その結果、市民説明会では 73 人 111 件の御意見・御質問をいただきましたので、御意見等の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 市民説明会の概要

#### (1) 一般市民対象

募集の周知方法	・ 本市ホームページ、川崎区「市民創発」の新たなしくみ Facebook ・ 市政だより川崎区版（12 月 1 日号） ・ 川崎区役所、大師支所、田島支所、川崎図書館（分館含む）、教育文化会館、川崎行政サービスコーナー、かわさき情報プラザ、市民文化局区政推進課でチラシ配布 ・ 地域の関係団体等へ案内送付（87 団体） など	
会場、日時、 参加人数	川崎区役所：令和元年 12 月 15 日（日）13:30～14:30	8 人
	大師支所：令和元年 12 月 19 日（木）18:30～19:30	11 人
	田島支所：令和元年 12 月 20 日（金）18:30～19:30	5 人

#### (2) 団体・関係機関対象

回数、参加人数	計 22 回 延べ 352 人
---------	-----------------

### 3 結果の概要

意見・質問者数（意見件数）	73 人（111 件）
---------------	-------------

### 4 御意見の内容と対応

市民説明会では、機能再編後の窓口体制、区役所へのアクセス、高齢者や障害者への配慮、支所庁舎の建替えなどについての御意見、御質問をいただきました。本市では、いただいた御意見等を踏まえ、機能再編に伴う区民の方への御負担やこれを踏まえた取組の検討、令和元年東日本台風のような風水害への対応を踏まえた取組について追記します。



## 市民説明会における御意見等の要旨と本市の考え方

※ 市民説明会での発言を踏まえ、改めて「意見・質問要旨」と「本市の考え方」を整理しました。

### (1) 基本方針の全般に関すること（7件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	<p>本件について、役所の中での組織事務分担の話と、福祉・生活支援の問題をどう解決するかという2点があると思うが、事業かボランティアかを問わず民間人として地域で何かできることがあるか。</p> <p>虐待の問題にしても、介護の問題にしても、人と人との関り方の問題だと考える。助ける、助けられるという関係にハッキリと分けてしまうから限界が生じる。ご近所同士の緩やかな関係が重要だろう。富士見地区の取組にも関心を持っているが、そこを中心に人が動くような仕組みがあれば、あわせて商店街も活性化してよいのではないかと個人的に思っている。行政と民間が連携してやっていければよい。なんでも行政に頼るのではなく、良い関係の中でやっていくことが好ましい。</p>	<p>本市では、地域包括ケアシステム構築の取組や地域防災力向上の取組を進めていますが、これらの取組を進めるにあたっては、顔の見える関係づくりや日頃から地域で助け合える関係づくりが必要です。これに向け、地域活動への参加や活動の充実、地域関係団体同士の連携を促進し、活動の活性化や継続に向けた支援に取り組んでいます。</p> <p>こうしたことから、地域の皆様には、まずはお住まいの地域に目を向け、地域で開催されている行事や活動に参加していただければと考えています。</p> <p>また、地域の皆様には、地域で孤立する方が出ないようにするため、高齢者のみまもりをしていただいたり、児童虐待を防ぐために、様子が気になる子どもを見かけた場合に連絡していただくなど、さまざまな面で御協力いただいています。御意見いただいたとおり、今後の地域づくりには、こうした地域の皆様との関係を大切にしながら、取組を進めていきたいと考えています。</p>
2	<p>支所を残していただけることになったのはありがたい。中身の利便性を市民目線で考えてほしい。</p>	<p>支所については共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点の1つとして、今後も重要な役割を担っていくものと考えています。また、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用や、防災上の活用については、市民意見を把握する機会を設けながら、検討を進めていきます。</p> <p>今回の取組は、大師・田島地区にお住まいの皆様にとって、大きな窓口体制の変更となります。これまで、地域活動団体を中心に意見交換を実施してきましたが、今後とも、本方針の内容について、さまざまな手段を使って、周知を図っていきます。</p>
3	<p>中央地区に住んでいる者にはあまり関係ないが、大師・田島地区には大きな影響があるのではないかと。</p>	
4	<p>基本方針は、まちづくり会議などからの提言を受けて、市が取りまとめたものなのか。</p>	<p>支所や地区健康福祉ステーションの機能再編については、平成21(2009)年3月策定の「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」の中で、窓口サービスの複雑さやわかりにくさの解消等といった課題を踏まえて、「今後、10年程度の期間で進めていく富士見周辺地区整備に向けた検討の中で、川崎区役所の移転・整備について具体化するとともに、機能再編について検討する」と位置付けたことにより検討が始まり、本市の関係局で検討を進めてきたものです。いずれかの会議体等からの提言を受けて、取りまとめたものではありません。</p> <p>なお、川崎区役所の富士見周辺地区への移転については、平成30(2018)年3月に策定された「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」において、見直しとすることが位置付けられています。</p>
5	<p>これは決定ではなくあくまで案ということでよいか。行政としては集約すべき事情もあるようだが、私たちとしては身近にあった方がよいという気もするが。</p>	<p>本方針(案)については、案であり、パブリックコメント手続や市民説明会等でいただいた意見を踏まえながら修正等を加え、成案としていくものです。</p>

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
6	今日の説明会は人数が少ないし、行政の立場としては今回の説明でメリット面を中心によく分かったが、住民の目線として、デメリット面の説明が欠けているように感じた。ぜひ、高齢化という面も踏まえて、今後の行政サービスを検討して欲しい。	機能再編に伴う市民への御負担として、これまで支所・地区健康福祉ステーションを利用していた方は、区役所で手続等をしていただくことが挙げられます。また、こうした御負担を踏まえた取組も必要と考えています。このため、いただいた御意見を踏まえ、「機能再編に伴い、これまで支所・地区健康福祉ステーションを利用していた方は区役所で手続等をしていただく形になりますが、高齢者や障害者等、区役所へ出向くことが負担となる方がいることも踏まえて、これらの方々に配慮した取組についても併せて検討します」と内容を追記します。
7	人口減少しているのであれば、高い税金をかけて支所を作っても、住む人がいなくなつては無駄だ。	川崎区の人口については、令和 12 (2030) 年をピークに今後減少していくことが見込まれますが、令和 42 (2060) 年時点でおおよそ 22 万人になると推計しています。一方で、65 歳以上人口は増加傾向と見込まれ、令和 42 (2060) 年で 7.1 万人となると推計しており、今以上に高齢化社会になると考えられます。また、川崎区は他区よりも高齢者単身世帯が多いという背景も踏まえると、地域での互助の土壌となる顔の見える関係づくりや、日頃から地域で助け合う関係づくりはますます重要になっていきます。 こうした状況を踏まえ、支所については、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として、今後も重要な役割を果たすよう位置付けていきます。

## (2) 機能・体制の再編に関すること (55 件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	集約をする前提となる現場での課題の事例も 1 つ 2 つ例をいただきたい。	川崎区では、区役所に加え、支所・地区健康福祉ステーションを設けて、区内を 3 管区に分けて行政サービスを提供していますが、保健・福祉分野においては、困難な状況等が複数重なっている場合や、管区をまたがった事象が発生する場合などが生じています。 困難な状況等が複数重なっている場合や管区をまたがった事象として、地区健康福祉ステーションの保健師が関わっている被虐待児童の生活実態が、親と暮らす支所管内の自宅に加え、区役所管内に居住する認知症症状がある生活保護受給中の祖父母宅にもあるといったケースが一つの事例として挙げられます。こうした事例への対応にあたっては、管区を越えた多職種による専門的支援体制の構築や、迅速な情報共有が求められますが、管区間の物理的距離がある現状の体制においては、支援体制の専門性や機動性の向上の面での課題があります。 また、3 管区に業務が分散していることにより、他区にはない書類回送などの事務作業、情報共有を目的とした打合せ、各種事業運営のための職員の移動が多く生じるなどの非効率な状態が生じています。

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
2	川崎区の職員は他区よりも多いことが課題と書かれているが、これは課題とは言えないのではないか。	本方針（案）では、川崎区の職員は他区よりも多いということを、「第 3 章 川崎区役所及び支所・地区健康福祉ステーションについて」で触れています。この章では、川崎区役所や支所・地区健康福祉ステーションの現在の状況について示した部分であり、職員が他区よりも多いこと自体を課題として捉えたわけではありません。川崎区役所や支所・地区健康福祉ステーションの課題については、第 4 章で示しています。
3	区の職員が減るのか。他区と比べて多いようだが。 (同趣旨他 2 件)	川崎区は保健・福祉のサービスを受ける方が多いことから、他区に比べて職員数も多くなっていますが、本方針は職員数を減らし、効率化を図ることを目的としているわけではありません。 職員数については、生活保護のケースワーカーのように、法令上、職員の配置基準が設けられている場合は、その規定を踏まえた配置を行っていきます。規定が存在しない業務に従事する職員については、地域の課題や市民ニーズに的確に対応できるよう、財政負担も踏まえながら、最適な配置を検討し、市民サービスの充実を図っていきます。 現在は基本的な考え方をお示した段階であり、職員の配置については決まっていますが、今後、支所に求められる機能の詳細について検討を行った上で、具体化していきたいと考えています。
4	どのような業務が支所から区に移ることになるのか。市民の負担が増えるというのが実感である。 (同趣旨他 1 件)	例えば、これまで支所で受付をしていた戸籍、住民基本台帳、マイナンバー関係、国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療に関する申請・届出業務などについては、区役所へ一元化します。また、地区健康福祉ステーション（福祉事務所）で受付をしていた児童家庭支援、高齢者支援、障害者支援、生活保護に関する申請・届出業務などについても区役所に一元化します。 こうした業務が支所・地区健康福祉ステーションから区役所に移ることで生じる負担については、少しでも軽減できるよう、今後、相談機能や支所の面接の場としての利用等について、検討していきます。
5	現在、田島・小田地区民児協の事務局は、福祉事務所の高齢・障害担当が担っているが、高齢・障害の業務を行いながら、事務局としての業務も行っている。福祉事務所が一元化されると、今後、事務局業務はどうなるのか。また、支所に残る社会福祉団体にはどのようなものがあるか。 (同趣旨他 1 件)	田島・小田地区民生委員児童委員協議会の事務局については、機能再編後も引き続き田島支所で担っていきます。 また、これまで田島地区健康福祉ステーションで担っていた保護司会や社会を明るくする運動推進委員会、日本赤十字社に関する事務についても、引き続き田島支所で担っていきます。
6	川崎区役所に行けば何でもできるという体制はぜひ作っていただきたい。以前、大師地区に引っ越してきたときに、川崎区役所で手続はできないと言われて憤慨したことを思い出した。	基本方針（案）でお示したとおり、これまで川崎区では分かりにくい窓口体制が課題となっており、区役所と支所・地区健康福祉ステーションの 2 箇所に出向いていただかないと、必要となる手続の全てが完了しない場合があります。 今後、機能再編の取組を進め、このような課題についても解消していきます。

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
7	現在の地区健康福祉ステーションの業務は全て区役所に移るのか。そうするとフロアから人もいなくなると思うが、どうしていくのか。	地区健康福祉ステーションの申請・届出業務は、機能再編後は区役所で取り扱うこととなりますが、地区健康福祉ステーションで取り扱っていた、社会福祉団体の団体事務については、機能再編後も支所で取り扱っていきます。 機能再編後の支所の職員数については、現在は基本的な考え方を示した段階であり、職員の配置については決まっていますが、今後、支所に求められる機能の詳細について検討を行った上で、具体化していきたいと考えています。
8	川崎区は生活保護世帯が多い。3 福祉事務所が1つに集約されても規模が大きくなる。このようなどころはあるのか？	生活保護世帯数については、川崎区内の3 福祉事務所では、令和元（2019）年8月時点で約8,300世帯でした。本市近隣では、横浜市中区は約8,300世帯（平成31（2019）年3月末）、東京都特別区の例となりますが、新宿区では約8,900世帯（平成31（2019）年1月）となっています。
9	生活保護業務は田島支所でも現状で一人ひとりまで目が行き届いていない。区役所へ移ったら増々行き届かないのでは。 直接役所に保護の申請をするのではなく、地区の民生委員を通じて保護の申請をするようにすれば、対象者の細かな状況も分かるのではないか。	現在、川崎区においては、区役所内の組織であり福祉事務所の機能を有す「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」に加え、同じく福祉事務所の機能を有す2か所の「地区健康福祉ステーション」を設け、区内を3管区に分けて生活保護業務を執行しています。 現在の体制では、業務が3管区に分散していることにより、生活保護受給者の区内異動による廃止・開始処理等の他区にはない業務が生じていますが、こうした業務は区役所へ業務を一元化することにより解消されることとなります。
10	生活保護など福祉のサービスを必要とする住民が多いという地域であるということも考えていただきたい。	一元化後については、こうした業務に割いていた時間を、訪問調査等の生活保護実施上の必要な調査や面談等に充てるとともに、生活保護法上の協力機関として位置付けられている民生委員と引き続き連絡会議等を通じて連携を図りながら、生活保護の適正実施に取り組んでいきます。
11	生活保護の受給者が民生委員を飛び越えて役所に申請をしているため、不正受給のようなケースも見逃されてしまっている。近隣の生活保護受給者とゴミ捨て等のトラブルがあるが、コミュニケーションが取れず困っている。 (同趣旨他1件)	なお、生活保護業務を担当する地区担当員の配置数は、被保護者世帯数等に応じた基準が設けられていますので、一元化により1人あたりの担当世帯数が増減することは想定していません。令和2（2020）年1月1日時点の各福祉事務所における被保護者世帯数と地区担当員配置数は次のとおりです。
12	民生委員をしているが、田島地区健康福祉ステーションにおいて、生活保護の受給者と担当職員はそれぞれ何人程度か。これが区役所に集約された場合、担当職員数が減ってしまわないか。一人当たりの担当世帯数が増えてコミュニケーション密度が減ることを懸念している。	川崎福祉：被保護者世帯数 3,910 地区担当員配置数 47 大師福祉：被保護者世帯数 2,076 地区担当員配置数 24 田島福祉：被保護者世帯数 2,291 地区担当員配置数 27
13	生活保護については、区役所で受付することになるのか。 (同趣旨他1件)	機能再編後は、川崎区役所で手続を行っていただくこととなります。
14	機能再編後は、婚姻届や死亡届といった手続は、区役所まで来て行うということでよいか。	機能再編後は、川崎区役所で手続を行っていただくこととなります。

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
15	障害者の申請は一定の時期に集中しており、手続に係る1人あたりの時間も長い。3管区に分かれているときでも待ち時間が長い状況のため、一極集中にして大丈夫か心配である。 (同趣旨他1件)	区役所に申請・届出業務を一元化することで生じる窓口対応上の課題については、関係局区でしっかりと洗い出しを行った上で、円滑に窓口サービスが提供できるよう、フロアレイアウトや職員体制などについて、今後検討を進めていきます。
16	今は保健師が身近にいて相談をしてもらえる。集約されたら身近な相談をしにくくなるのでは。また、人が減らなくとも、こちらまで来る移動時間が増えてしまうのでは。 (同趣旨他3件)	機能再編後、地区担当保健師は、地区健康福祉ステーションではなく、川崎区役所に在席することになります。今までと変わらず、自らの担当地域に出向き、関係団体や関係機関と連携を図りながら、訪問や面接等とおして市民の個別支援を行います。 また、地区担当保健師は、区役所から各支所管内に出向くことになることから、移動にかかる時間は増加する場合がありますが、機能再編により非効率な業務（川崎区役所へ打合せや各種事業運営のため延べ約50回/月ほどの移動）が解消されることから、個別支援はこれまで以上に行うことができると考えています。
17	地域包括支援センターはどうなるのか。 (同趣旨他2件)	地域包括支援センターについては、機能再編後も現在と変わらず、区役所と連携を図りながら、高齢者支援に関する取組を進めていきます。
18	昭和にある商店街がシャッター通りになっている。空き店舗を地域包括支援センターが活用するという方法もあるのではないかな。	また、大師分室については、今後解体に向けた取組を進めますが、分室に入居している大師中央包括支援センターについては、近隣への移転に向けて協議を行っているところです。
19	現在、地域包括支援センターも人数が足りなくて、地域に支援が行き届いていない。町会から支援が必要な人を伝えないといけない状況。町会の負担が増えるのではないかな。	
20	町会関係は従来支所を通じて区と連携を取り合ってきた。地域の課題をどこで連携して話をしていけばよいのだろうか。保健福祉を論点に話が進んでいるが、防災など他の機能が劣ることにならないか。住民と行政とが現場で話し合っていく関係を重視していただきたい。	町内会などの地域住民組織に関する団体事務や活動支援については、機能再編後も引き続き支所で担っていくとともに、その支援策の拡充に向けた検討を進めることとしています。 また、防災については、川崎区役所と支所における地域防災力向上に向けた体制のあり方等を検討するとともに、支所の防災上の活用について、市民意見を伺う機会を設けながら、検討を進めます。
21	安定的な窓口サービスと言うが、機能という面ばかりの話になってしまっていて、もっと個と個の関りを重視すべきでないかと思うが、どうか。	地域ニーズが多様化する中、従来のように行政のみで地域の課題を解決することは難しく、地域と行政の連携が今まで以上に求められていることから、今後も地域と対話を続けながら、取組を進めていきたいと考えています。
22	支所は出張所と同じになるということではないか。いずれ支所という名称は出張所に変更するのかな。	支所については、社会福祉団体の事務局機能や防災上の活用など、現在出張所にはない機能を設けることとしており、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として、今後も重要な役割を果たすよう位置付けていきます。 また、支所の名称は継続する方向で考えています。
23	介護認定審査会は、3地区に3合議体、計9つあるが、集約後の開催場所は、区役所となるのかな。	開催場所については、現時点では決まっていません。原則としては区役所を想定していますが、委員の方々の在住する地域や開催時間確保などを踏まえて、支所の利用を検討する可能性も考えられます。

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
24	支所を建て替えるにあたって、機能を変える必要はないのではないかと。人やお金は削減しなければいけないかもしれないが、建替え後も同じ業務が大師支所で全てできるようにしないと、地域住民にとっては不便だ。パレールではなくここでできるようにしないといけない。支所の建替えより役所の中身の話が前面に出ており、建替えに向けたスケジュールなどが見えてこない。今の世の中の事情も踏まえて、機能もそのまま残すという形で方針付けてほしい。	川崎区では、保健・福祉サービスを必要とする市民が他区と比べて多く、増加傾向であることに加え、困難な状況等が複数重なっている場合や、管区をまたがった事象が発生する場合があることから、保健福祉サービスの提供体制については、今まで以上に強化する必要があります。特に支所管内にお住まいの方に対しても、多職種による機動的な支援が円滑に行うことができるようにする必要があります。 また、川崎区では、3管区に業務が分散していることにより、他区にはない書類回送などの事務作業、情報共有を目的とした打合せ、各種事業運営のための職員の移動が多く生じるなどの非効率な状態が生じています。こうした中、今まで以上に行政サービスの質や量を確保するには、このような業務に使われていた時間を、個別支援や窓口サービスなどの直接的な市民サービスに充てるようにする必要があります。
25	再編で機能を高めていくなれば、減らすのではなく機能を増やしていくべきではないかと。高齢者支援、児童支援、障害者支援、そういったものは支所で地元にも密着してはいてはけない。戸籍や住民票関係は自動発行の機械もあるから集約しても差し支えないだろう。税も同じである。前述の福祉3点については一番の弱者であり、よく検討していただきたい。	これ以外にも、区役所もしくは地区健康福祉ステーションのどちらで手続きができるのか、分かりにくい窓口体制となっていたり、複数の手続を行う際に、場合によっては、区役所と支所・地区健康福祉ステーションの双方に出向く必要が生じるなど、特に支所管内にお住まいの方には、御負担をかけている部分があります。
26	交通の関係だと区役所に行くのは高齢者にとって大変だ。窓口も一か所になったら混乱してしまわないか。行政からすればよいかもしれないが、区民から見たら小さい窓口が分散してあった方がサービスとしては良い。 (同趣旨他1件)	今回の機能再編の取組については、こうした窓口サービス上の課題を解消することを目的の1つとして行うものです。
27	15号線から駅前にかけてマンションが多くなっていて、ほとんどがワンルーム。ワンルームは出入りが激しく、戸建てに住んでいるのは、我々の町会は20件もない。きめ細かくまわっていかなければ、話もできない状況である。行政もきめ細かく地域をまわっていかないといけない時代ではないか。末端にまで行き届くよう、支所の機能を拡充するべきではないのか。	しかしながら、本方針(案)の市民説明会等において、特に高齢者や障害者などが、手続のため区役所まで出向くことへの御負担について、不安を感じる御意見をいただいています。このため、御意見を踏まえて、「機能再編に伴い、これまで支所・地区健康福祉ステーションを利用していた方は区役所で手続等をしていただく形になりますが、高齢者や障害者等、区役所へ出向くことが負担となる方々がいることも踏まえて、これらの方々に配慮した取組についても併せて検討します」と内容を追記します。また、本方針(案)では、一部の相談機能の継続について検討する旨を示していますが、こちらについても、高齢者や障害者への負担軽減の観点からも、検討を進めていきます。
28	先日の台風で、避難所に避難者が殺到したため、入りきらないということがあった。マンションオーナーにお願いして、お年寄りを1晩宿泊させてもらったが、町会で個々に取組をしないといけない時代に、支所機能がなくなることに危惧している。予算とかいろいろな課題はあるのだろうが、一元化は間違いではないかと思う。	一方で、機能再編後も、支所では町内会等の地域住民組織や社会福祉団体の団体事務や活動支援を引き続き担うとともに、その支援策の拡充について検討することとしています。さらに、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用の検討や、地域防災機能の提供など、支所については地域に密着した取組を推進し、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として、今後も重要な役割を担っていきます。
29	支所業務を区に集約することのメリットは何か。	なお、支所庁舎の建替えに向けたスケジュールについては、令和2(2020)年度中に策定を行う実施方針(案)でお示しします。
30	田島・小田地区はバスに乗って区役所に行くとなると大変である。障害者と一緒に行くとなれば、さらに大変である。また、障害の有無にかかわらず、家族が高齢になれば介護が必要になるので、そういった点でも区役所まで出向くとなると負担がかかる。 (同趣旨他1件)	

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
31	<p>児童家庭支援、高齢者支援、障害者支援などは地域性のあるものだと思うが、区役所に全て一元化するのではなく、内容によっては一部残すことはできないか。</p>	<p>手続や届出等について、一部の業務を支所に残した場合、区役所もしくは地区健康福祉ステーションのどちらで手続ができるのか、分かりにくい窓口体制は解消することができません。また、複数の手続を行う必要があるときに、区役所と支所・地区健康福祉ステーションの双方に向く必要が生じる可能性も残されたままとなります。</p> <p>こうしたことから、手続や届出業務については、区役所に一元化する方向としています。</p>
32	<p>業務の一元化は必要であるとは考えており、会社でも役所でも必要だろう。一方、今回は行政の人的資源の立場からの色合いが強い。地域で支所と関わりながら育ってきた人間としての意見として受け取ってほしいが、支所は敷居が低く行きやすい。自分も後期高齢者医療関係で役所に行く機会も増えたが、区役所は遠いということもあるが、お上に会いに行くような雰囲気で行きづらい。このあたりよろしく御配慮いただきたい。</p>	<p>各区役所では、区役所サービスのより一層の向上を図るため、「区役所サービス向上指針」に基づき、接遇力の向上や庁舎環境の改善などにおいて、各区役所が主体となり、継続的・安定的に区役所サービスの向上を図るための取組を進めています。</p> <p>今後ともこうした区役所サービス向上の取組を進めるとともに、御意見を踏まえ、市民が安心して話しやすい雰囲気づくりや、市民の話をよく聞いて受けとめる姿勢などについて、さらなる改善を図ることができるよう努めてます。</p>
33	<p>京急大師線の地下化が進んでいるが、その上の土地に簡単な手続きができる施設があればよい。武蔵小杉駅や川崎駅の行政サービスコーナーのような、戸籍や証明書などを取得できる施設があるとよい。今の段階で検討しているのか。していないならば、川崎大師駅や東門前駅にぜひそういった機能がほしい。人件費や場所等の課題はあると思うが、大師支所まで来なくても駅で済むよう、ぜひ検討していただきたい。</p>	<p>行政サービスコーナーについては、市内6箇所に設置しており、川崎区内ではJR川崎駅北口に川崎行政サービスコーナーを設けていますが、現在、新たに行政サービスコーナーを設置する計画はありません。</p> <p>川崎区内における住民票や戸籍などの証明書発行については、区役所や行政サービスコーナーをはじめ、機能再編後の支所でも引き続き取り扱う予定です。また、本市では、マイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機等で証明書が取得できるコンビニ交付のサービスも展開しています。住民票や戸籍関係の証明書については、郵送での請求も受け付けています。</p> <p>証明書発行については、今後はこれらのサービスを御利用いただきたいと考えています。</p>
34	<p>相談機能はどのような内容をイメージしているのか。区役所で行っている法律相談や交通事故相談のようなものか。</p>	<p>相談機能については、現在、支所・地区健康福祉ステーションで受け付けているものを中心に検討していくことを考えています。</p> <p>本方針（案）では、各種相談については、基本的には川崎区役所への一元化の方向とするものの、身近な相談窓口についての地域ニーズを踏まえ、一部の相談機能の継続について、引き続き検討することとしています。また、検討にあたっては、川崎区役所へ一元化する業務との関連性などを考慮しながら行っていきます。</p> <p>また、本方針（案）の市民説明の際、申請・届出業務の区役所への一元化に伴い、高齢者や障害者の負担が増えることに対して御心配の声をいくつかいただきました。相談機能の検討にあたっては、こうした御意見を踏まえ、高齢者や障害者の負担軽減に資するような相談機能についても、検討してまいります。</p>

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
35	支所はどのような建物になるか決まっていな いとのことだが、地域のコミュニケーションを 良くする機能はこれから考えるのか。	<p>地域での顔の見える関係づくりや、日頃から地域で助け 合う関係づくりを進めるには、地域活動の活性化に向けた 支援が必要です。また、これらの活動に対して、行政が支 援すべき内容としては、「活動場所の提供」が挙げられま す。</p> <p>これを踏まえ、今後、支所については「身近な活動の 場」や「地域の居場所」としての活用に向けた検討を、支 所庁舎の建替えの取組と併せて進めていきます。建替えに に向けた取組の各段階においては、市民参加の機会を創出し て進めることとし、令和 2（2020）年度にはワークショップ 等の手法を使って、市民意見の把握を行っていきます。</p>
36	防災機能は現在の支所庁舎には無いと思う が、今後物品や人員等を含め検討していく ことか。避難所も今回の台風で、オーバ ーフローした。マンションの住民などは そこにいるべきであったが、そういう 周知が必要だと思う。また、市民が 立ち寄ってそういう相談をできる ような機能があればよいと思う。	<p>所庁舎の建替えに向けた取組と併せて、防災上必要とな る庁舎機能や設備、備品など、支所の防災上の活用につ いて、市民意見を伺う機会を設けながら、検討を進めてい きます。さらに、周辺住民や帰宅困難者等の来庁に備えた、 災害情報や避難所開設情報等の収集や発信、一時的な避難 に備えた備品の整備などについても検討していきます。</p> <p>また、大師支所近隣の大師小学校は指定避難所等、大師 公園は広域避難場所等に指定しているところですが、発災 時には、これらの施設との役割分担や連携を踏まえなが ら、支所の防災上の活用について、検討を進めていきま す。</p> <p>なお、取組については、令和元年東日本台風のような風 水害への対応を踏まえて行う必要があることから、「支所 については、これらの特性や令和元年東日本台風などの大 規模な風水害への対応を踏まえ、地域防災機能の強化に向 けた取組を行う必要があります」と本文を修正します。</p>
37	災害についてはどういう機能で進めていく か、まだ検討されていないと思うが、具 体的な内容をどうしていくのか。大師 小学校や大師公園も含めてどう連携 をとって進めていくのか。	
38	保健所機能を集約するということか。	<p>平成 15（2003）年に大師・田島健康ランチ業務を川 崎区役所保健福祉センターに集約したことから、保健所機 能については、その時点で基本的には区役所に一元化して いる状態です。</p> <p>ただし、現在、地区健康福祉ステーションでは、川崎市 保健所川崎支所内の組織として、保健所支所が取り扱う事 務の一部を担っており、それらの業務は機能再編後は区役 所で取り扱っていきます。</p>
39	他区はどうなっているか。支所機能全部が区 役所へとなると大変なので、せめて、か わさききたテラスくらいの機能があれ ばよい。	<p>幸区、高津区、宮前区、多摩区においては、各区 1 箇所 ずつ、戸籍や住民基本台帳等の証明書発行、地域住民組織 の振興及び市民活動支援を行う出張所を設置しています。 また、中原区、麻生区においては、支所や出張所は設置し ていません。</p> <p>機能再編後の支所においては、戸籍や住民基本台帳等の 証明書発行、地域住民組織や社会福祉団体の団体事務や活 動支援等を行うとともに、「身近な活動の場」や「地域の 居場所」、防災上の活用についても検討を進め、共に支え 合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点としていきま す。</p>
40	災害時要援護者制度については、どうなる のか。	支所と自主防災組織が連携して対応して いきます。



No.	意見・質問要旨	本市の考え方
41	機能再編時期は、令和 5・6 年ごろということか。	機能再編の実施時期については、令和 2 (2020) 年度中に検討を行います。 例えば、支所から川崎区役所に業務を一元化する際に必要となる区役所の業務スペースとして、現在本市組織が入居し、市役所新本庁舎竣工後に利用終了となる民間ビルを活用する場合、機能再編は新本庁舎竣工後の令和 5 (2023) ~6 (2024) 年度頃実施することが可能性として想定されますが、検討の結果については、改めて実施方針 (案) でお示しします。

### (3) アクセスに関すること (9 件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	桜本に住んでいるが、区役所まで自転車で走っても、二時間以上止められない。バスだと扇町線は昼間に 1 時間に 2 本しかない。市バスであるのでぜひ増やしてほしい。以前は等々力まで行くバスもあったが、今は不便になった。	<p>本方針 (案) では、複数の専門職による多職種連携体制の強化、3 管区に分散している業務の非効率性等の解消を行い、行政サービスの質や量を今まで以上に確保するため、支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を川崎区役所に一元化 (機能再編) することとしています。</p> <p>一方で、機能再編により、支所管内にお住まいの方は、これまで支所・地区健康福祉ステーションで行っていた手続は、区役所で行っていただく必要がありますが、高齢者や障害者など、手続のため区役所まで出向くことが負担となる方々がいることを踏まえて、これらの方々に配慮した取組についても、検討していきます。</p> <p>地域交通につきましては、基幹的な役割を担う路線バスネットワークの充実に向けた取組をはじめ、地域ニーズや特性等を踏まえ、タクシーや様々な交通手段の活用により、地域交通の充実に向けた取組を進めているところです。</p>
2	田島地区は高齢化しているが、例えば浜町は区役所までの交通の便が悪く、区役所に来るにしても 9 時台は一本しかない。区役所が行きづらいとなると、ますます高齢者は外に出なくなってしまうのでは。 (同趣旨他 2 件)	
3	窓口サービスの利用者は高齢者であるから、区役所と支所とを繋ぐシャトルバスを検討できないか。	
4	四谷上町を通り区役所に行くバスが 1 時間に 1 ~2 本しかない。今は自転車に乗れるが、将来は心配である。川崎市は政令市の中では財政が豊かと聞くと、新たな市民サービスは難しくとも、後退はしてほしくない。地方では安い巡回バスもあるが、そういったサービスを始めてほしい。	
5	集約後の区役所の来庁者用駐車場・駐輪場が心配である。	
6	大師福祉事務所を利用しているが、車いすで 10 分程度。また、ケースワーカーは有能な方がいるので、特に困ったことはない。区役所まで行くとなると、車で行くことになるが、駐車場がなく、不便になると感じる。	
7	区役所までは交通量も多く自転車では行きにくい。国民年金などで相談に行くお年寄りには面倒になる。集約後は区役所に駐車場が広くほしい。警察署や消防署も同様である。また、アクセス面を含めて検討していただきたい。	

(4) 支所庁舎の建替えや現区役所のあり方に関すること（18件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	古い庁舎を建替えるのは良いことだ。早く建替えを進めていただければと思う。地域の居場所になっていけばよい。	共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点の1つとして、支所をこれまで以上に「身近な活動の場」や「地域の居場所」として活用していけるよう、支所の建替えに合わせて、施設の位置付けや必要な環境の整備について検討していきます。
2	再編後の区役所には新たに床が必要とのことだが、パレールに収まるならそのようにしたほうがよい。区役所が分散すると、使い勝手が悪くなる。	機能再編後における川崎区役所庁舎については、現在、本市が川崎区役所として区分所有しているパレールビルの床を引き続き活用することを視野に入れつつ、本庁舎竣工後に利用が終了する建物の床を活用するなど、令和2（2020）年度に検討を行い、実施方針（案）で区役所として利用する建物をお示しします。
3	区役所も新本庁舎に入れるべきであり、なるべく民間ビルを借りるべきではないのではないか。	現時点では、1棟となるか、複数個所に分かれるかは決まっていますが、円滑な区民サービスを提供できるよう、必要な床面積やゾーニング等も併せて検討していきます。
4	区役所は今のところをそのまま使うのか。狭くなると思うが、移転するのか。本庁舎に入ることが好ましいと思うが、そういうことはないのか。ある程度区役所庁舎が分散してしまうのだろうか。	
5	区役所の富士見地区への移転がなくなったことは良かったと思っている。川崎駅まで出た後に、また富士見方面に移動することがなくなる。	
6	支所の仮庁舎はどこに設けるのか。	令和2（2020）年度に支所庁舎の建替えにあたっての整備手法や工程などの検討を進めることとしており、現在のところ仮庁舎の整備については未定です。
7	大師や田島支所は建替えを行い、活動の場などを整備するとのことだが、中央地区はどうなのか。中央支所を作るのか。	機能再編後における川崎区役所庁舎については、現在、本市が川崎区役所として区分所有しているパレールビルの床を引き続き活用することを視野に入れつつ、本庁舎竣工後利用が終了する建物の床を活用するなど、令和2（2020）年度に検討を行い、実施方針（案）でお示しします。 なお、市民活動団体等の活動スペースとして区内3箇所（大師、田島、中央）に市民活動コーナーを設置しており、川崎区役所管内では教育文化会館内に、会議スペースや資料作成のための印刷機、パソコンなどを備えた市民活動コーナーを設置しています。教育文化会館については、今後、労働会館内への移転を予定していますので、移転に併せて、現在教育文化会館内に設置している川崎区役所管内の市民活動コーナーについては、そのあり方等を検討していきます。 また、平成31（2019）年3月に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」では、誰もが気軽に集える出会いの場として、官民間問わず、多様な地域資源を活用して、「まちのひろば」を創出することを示していますので、区役所庁舎を含めた既存公共施設の地域化や民間の地域資源やオープンスペースの活用など、川崎区役所管内における多様な居場所の創出に向けた取組を継続的に進めていきます。

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
8	機能再編を行い、支所庁舎を建替えるとなると、面積は今の半分になるということか。基本方針（案）には、庁舎整備パターンがいくつか示されているが、結局は予算的に一番安くなる半分程度の面積の建物に建て替えようとしているのではないか。	支所庁舎については、川崎区役所及び支所・地区健康福祉ステーションの機能再編に併せて、庁舎の快適性や効率性を確保し、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として効果的に機能するよう、複合化する施設や必要な規模等について、検討していきます。
9	建替え後の田島支所はどの程度の規模になるのか。機能が少なくなるのだから、今より小さくなるのか。	
10	大師分室は取り壊すのか。	大師支所庁舎の建替えにあたっては、大師分室敷地を活用しながら取組を進めることが想定されるため、令和 2（2020）年度から先行して解体に向けた取組を進めます。
11	大師分室はいつ壊すのか。	
12	解体後の大師分室の検討について、具体的にはどういったことを意味しているのだろうか。住民の声を取り入れていただけるのか。（同趣旨他 1 件）	現在の大師支所が老朽化している状況を踏まえ、速やかに新たな庁舎を整備していけるよう、令和 2（2020）年度に実施する支所庁舎建替えにあたっての整備手法やスケジュールの検討においては、大師分室の敷地を、引き続き市の貴重な財産として活用していくことを検討することとしています。 支所の「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用については、ワークショップ等の手法で市民意見を把握するとともに、支所の防災上の活用についても、地域の自主防災組織等から意見を伺いながら検討を進めていきます。
13	大師分室も有効活用されているとは言えず、6階か 7 階建ての住民ための施設にするとか、屋上を避難所にするなどの具体的な計画も書いてもらいたい。保健師が仕事をしやすくなるとか、川崎区だけが支所を持っているとか、そういうところばかりが強調されているように感じてしまう。	
14	支所庁舎ができるのは 10 年後くらいか。	令和 2（2020）年度に、支所の防災上の活用や支所庁舎と複合化する施設の検討、「身近な活動の場」や「地域の居場所」の活用に向けた検討、支所庁舎建替えにあたっての整備手法や工程などを検討し、令和 2（2020）年度中に策定する実施方針（案）でお示しする予定です。
15	機能再編と支所建替えのタイミングは一緒か。	
16	大師と田島支所の建替えはどちらが先か。	
17	先に大師支所の建替えを大師支所の土地で行ってから、大師分室の建替えをできないのか。	大師分室は、川崎保健所大師健康ランチ廃止の際、建物の方針が決まるまでの暫定利用であり、このたび大師支所の建替えに向けて分室敷地を活用するため、先行して解体に向けた取組を進めていくこととしたものです。 分室敷地も含めた大師支所の建替手法や工程については、令和 2（2020）年度中に策定する実施方針（案）でお示しする予定です。

(5) 「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用に関すること（10件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	アンケートで地域の場が必要という意見が多かったということだが、具体的にはどういった意見が出ていたか。また、どのような構想を持っているか。	<p>平成 29（2017）年度の川崎市民アンケートでは、「不特定の第三者の役に立つような公益性が高い社会活動・地域活動に対して、行政が支援すべきだと思う項目はどれですか。（いくつでも）」との設問に対し、8つの選択肢の中から選択する形式が採られました。その中で、「活動場所の提供」の回答割合が35.3%で最も高かったものです。</p> <p>なお、令和元（2019）年6～7月にかけて行った「支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討における考え方について」の地域の関係団体への説明では、地域の場に関する意見として、「気軽に訪れることができるスペース」、「土日にも利用できる場」、「会食会や子ども食堂ができる」とよいなどの意見がありました。</p> <p>また、支所の「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用に向けた検討については、支所庁舎の建替えの取組と併せて進めていきます。建替えに向けた取組の各段階においては、市民参加の機会を創出して進めることとしており、令和2（2020）年度にはワークショップ等の手法を使って、市民意見の把握を行う予定です。これらの取組をとおして、「身近な活動の場」や「地域の居場所」として、どのような場を設けるか、具体化していきます。</p>
2	田島支所庁舎は今の規模を維持し、地域の活動の場を広く設けたり、会議室を地域に開放したりしてほしい。また、夜間も地域が使えるようにしてほしい。	支所の「身近な活動の場」等としての活用については、今後、市民参加の機会を設けながら検討を進めるとともに、夜間や土日の地域利用については、現在建替えを進めている生田出張所でも検討が行われていることから、こうした先行事例を参考にしながら検討していきます。
3	横浜市や三鷹市などはコミュニティセンターが多く設置されている。大師地区には同じような活動の場が少ない。支所の会議室を活動の場として使用できないのか。	
4	支所が建替えされるまでの間、団体が利用できるような場所があるとよい。 (同趣旨他1件)	令和2（2020）年度に支所庁舎の建替えにあたっての整備手法や工程などの検討を進めることとしています。現在支所内にある市民活動コーナーなどについては、建て替えている間の対応について併せて検討していきます。
5	支所の建替えにあたっては、子どもの図書スペースのように、親子利用できるような機能があるとよいのではないかと。	支所の「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用については、今後、建替えに向けた取組の各段階において、市民参加の機会を創出して、検討を進めることとしていますが、今回いただいた御意見も含めて、地域の皆様の声を丁寧に伺いながら検討していきます。
6	家族が代理で手続を行う場合と家族の会が集う場所についてはどうなるのか。	<p>申請者本人ではなく、家族による手続が可能かどうかは、個々の手続により異なりますが、支所・地区健康福祉ステーションで受け付けていた申請・届出業務については、機能再編後は区役所で手続をお願いしたいと考えています。</p> <p>また、支所については、地域の皆様が「身近な活動の場」や「地域の居場所」として活用できるよう、今後、市民参加の機会を設けながら検討を進めていきます。</p>

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
7	市民活動コーナーについても、大師・田島支所、中央の教育文化会館の設備とではだいぶ違っているところもあるので、一住民としてはそういった部分の公平さも考えていただきたい。	<p>現在、市民活動団体等の活動スペースとして、川崎区役所管内では教育文化会館内に、大師・田島支所管内ではそれぞれ各支所内に市民活動コーナーを設置していますが、教育文化会館内の市民活動コーナーと各支所内の市民活動コーナーを比較すると、会議室機能における定員や備品品目などに差異があるところです。</p> <p>市民活動コーナーについては、平成 31(2019)年に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」において、活性化の検討や場の提供に留まらない新たな機能の追加等も含めた今後のあり方を検討することを示していますので、この「基本的考え方」に基づく検討との連携を図るとともに、ワークショップ等を通じて建替え後の支所の「身近な活動の場」としての活用等に関する市民意見を伺いながら、地域の実情に応じた必要な環境整備を行ってまいります。</p>
8	教育文化会館は今後どうなるのか。長く閉鎖している部分がある。	<p>教育文化会館については、スポーツ・文化総合センター(カルッツかわさき)への大ホール機能の移転に伴い、平成 30(2018)年 3 月に大ホールを閉鎖しました。現在、教育文化会館内にある川崎区の市民館機能については、今後、労働会館内に移転し、移転後も継続して(仮称)川崎市民館として運営していく予定としています。</p> <p>なお、機能移転後の教育文化会館敷地の整備方針につきましては、「富士見周辺地区整備推進計画」(令和 2(2020)年 2 月策定)を御覧ください。</p>
9	<p>大師分室での活動はどうなるのか。我々としては次の活動の場を探してほしいと考えている。</p> <p>プレハブでいいから大師公園内に代替施設を作してほしい。</p>	<p>大師分室は、健康ランチ廃止の際、建物の方針が決まるまでの暫定利用と御理解いただいた上で利用いただいています。このたびの方針策定をもって、大師分室の暫定利用は終了させていただきます。</p>

## (6) 市民意見の把握に関すること (8 件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	先に「ご意見を受け止める」と言っておいて後からダメだと言われると落胆する。実際に受け止めてもらえるのか。	市民の皆様からいただいた御意見については、今後検討が可能なもの、検討が難しいものを整理し、今後の市民説明等の機会に御説明していきたいと考えています。
2	シルバー人材センターの派遣で子育て支援をしているが、若い世代からの意見も聞いてほしい。	今後、支所庁舎の整備等の検討を進めるにあたっては、幅広い年代からの御意見を伺うことができるよう、例えば、若い世代が集まるような場に出向いて意見聴取をするなど、その手法等について工夫していきたいと考えています。
3	今後のスケジュールの中で、ワークショップで市民意見を聴いていくとあるが、大師分室の解体が決まっているなど、青写真ありきで意見を聴いても意味がない。地域の中で何が重要かということを先に聴くことが大切である。住民を優先していただきたい。	支所の「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用の検討にあたっては、ワークショップ等の手法を使って、今後、市民意見の把握を行っていくこととしていますので、地域の皆様と意見交換をしながら、検討を進めてまいります。

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
4	この説明会を広報誌で知ったが、人が来ていない。広報の仕方がまずいのではないか。町内会の会長を全員呼んで意見を聴くべきだ。建替えは必要だと思うが、スケジュールも示されていない状況であり、もっと地域に建物の中身についての意見を聴いていかないと方向性も出ないだろう。	市民説明会の広報については、市政日より 12 月 1 日号掲載、川崎区内各施設等へのチラシ配布（12 箇所）、地域の関係団体への案内送付（87 団体）などの対応を行ってきました。今後、御意見を踏まえて、広報の手段について検討し、これまで以上に多くの方に情報が届くようにしていきたいと考えています。 なお、本方針（案）の説明は、市民説明会とともに、地域の関係団体・機関に対し、個別に説明も行いました（計 22 回 延べ 352 人）。今後とも市民の皆様に対し、本方針について少しでも御理解いただけるよう、説明の機会を設けていきます。
5	市政日よりで広報をしても普段から着目していないとなかなか気付かない。町内会には回覧部数を配布した方がよいのではないか。広報の仕方に問題があったと思う。（同趣旨他 1 件）	
6	市民はどう提案すればよいかわからないので、青写真ではなく、たたき台を提示してほしい。	今後、市民意見の把握にあたっては、市民の方が意見を言いやすくなるよう、資料の作成等について、工夫していきます。
7	田島と大師では同じような施設が望まれると思っていないか。	令和 2（2020）年度以降、支所庁舎建替えにあたって、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用、防災上の活用などについて市民意見の把握を行う際は、大師及び田島地区の地域性を踏まえ、それぞれの地域ごとに意見を伺うなどの工夫をし、地域の実情に沿った庁舎となるよう検討していきます。

## (7) その他（4 件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	人口が少なくなることによる空き家の問題については、何か考えているのか。	本市では、総合的・計画的な空家対策を実施するため、管理不全の空家等への対応方針や空家の活用促進に関する事項等を定めた「川崎市空家等対策計画」を平成 29（2017）年 3 月に策定し、空家対策に取り組んでいます。
2	温暖化による災害もあり、川崎区はほとんど埋立地なのでいずれ水没するのではないかと考えているが、今後そういった部分でどのように専門的な意見を取り入れていくか。また、市と各区の関係もあると思うが、どのように考えているか。	本市では、温暖化対策として、専門的知見を踏まえて平成 30（2018）年 3 月に改定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づく取組を進めているところです。 また、防災の面については、立地特性上、川崎区は津波や高潮など水害への対策が求められています。こうした点を踏まえて、支所庁舎の建替えに向けた取組と併せて、防災上必要となる庁舎機能や設備、備品など、支所の防災上の活用について、市民意見を伺う機会を設けながら、関係局区とともに検討を進めていきます。
3	市役所はいつ建替えなのか。	市役所（新本庁舎）については、令和 4（2022）年度の完成を予定しています。

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
4	<p>児童虐待が増えているというが、そういった状況に対して、学校教育ではどのように取り組んでいるのか。また、虐待は、児童だけでなく高齢者虐待などもある。子どもも高齢者や障害者も命の重さは同じと思うが、虐待についてどういった取組をしているか。</p>	<p>学校教育における児童虐待に対する取組については、児童生徒が不安や悩みを相談できる機関として、総合教育センターの一般相談、インターネット相談窓口、教育相談室、電話相談ホットライン等を設置するとともに、県内の相談機関一覧を市立学校の全児童生徒に配布しています。また、教育委員会、学校では、警察、区役所、児童相談所等と連携して児童虐待に関する情報共有を図っています。</p> <p>高齢者虐待・障害者虐待については、相談・通報等の窓口をリーフレット等により広く周知するとともに、関係機関との連携により早期発見できる体制を構築しています。また、虐待の通報があった場合には、事実確認や協力機関との協議により、分離・保護の措置を施すなど法律に基づき適切に対応しています。</p>

## 市民意見等を踏まえた基本方針の修正事項

※ 下記の市民意見を踏まえた修正のほかに、軽微な修正をした箇所があります。

頁番号	修正後	修正前
P.29	<p><b>第4章 2（2）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>このため、支所については、これらの特性や令和元年東日本台風などの大規模な風水害への対応を踏まえ、地域防災機能の強化に向けた取組を行う必要があります。</li> </ul>	<p><b>第4章 2（2）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>このため、支所については、これらの特性を踏まえ、地域防災機能の強化に向けた取組を行う必要があります。</li> </ul>
P.36	<p><b>第5章 3（1）</b></p> <p><b>エ その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機能再編に伴い、これまで支所・地区健康福祉ステーションを利用していた方は区役所で手続等をしていただく形になりますが、高齢者や障害者等、区役所へ出向くことが負担となる方々がいることも踏まえて、これらの方々に配慮した取組についても併せて検討します。</li> </ul>	<p><b>第5章 3（1）</b></p> <p><b>エ その他</b></p> <p>（記載なし）</p>